


意見書案第5号


介護施設の人員配置基準の引上げを求める意見書


標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月9日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員 根本 祥子 

同 中西 直美 

同 飯山 亘一 

同 高竹 敏 

(別紙)

介護施設の人員配置基準の引上げを求める意見書

超高齢化社会を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。

国は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、人員配置基準の改善について、ほとんど取組を進めておらず、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁している。

厚生労働省の調査で、介護現場では、法律や条例で定められた人員基準を大幅に上回る配置をしている実態が明らかになったが、それでも人手が足りず、業務量が過剰な状態が続いており、更に今般のコロナ禍において、法定配置基準で対応することは、到底不可能である。

人材確保策として、外国人介護労働者の受入れが始まったが、労働環境の改善が進まなければ、今と同じ状況になることは容易に想像できる。こうした現状を改善するため、少なくとも人員配置基準を実態まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠である。

よって、逗子市議会は国に対し、介護従事者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、次の項目が実現されるよう要望する。

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の利用者3人に対して1人以上としているところを、実態に合わせて利用者2人に対して1人以上に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。
また、1人夜勤は解消すること。
- 3 1、2の項目を保障するため、介護報酬の引上げを行うこと。保険料負担及び自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

逗子市議会